

神奈川県

神奈川県協同農業普及事業の実施に関する方針

平成 23 年 3 月 策定

平成 28 年 3 月 改定

令和 4 年 3 月 改定

目 次

	(頁)
第1 基本的考え方	1
第2 普及指導員の職務	1
1 農業者に対する普及指導活動	2
2 調査研究	2
第3 普及指導活動の課題	2
1 担い手の育成・確保に関する支援	2
(1) 農業経営の発展に向けた支援	2
(2) 女性の力を活かした経営発展に向けた支援	2
2 県民ニーズに応じた安全・安心な農畜産物の生産・販売の取組み に対する支援	2
3 スマート農業の取組みに対する支援	2
4 気候変動への対応等環境対策や自然災害等への取組みに対する支 援	3
5 地域農業の振興を図るための取組に対する支援	3
第4 普及指導活動の方法に関する事項	3
1 農業者及び地域農業の振興に対する支援の充実・強化	3
2 普及課題の重点化	3
3 新技術・情報の普及	3
4 活動体制	3
(1) 普及体制	3
(2) 普及指導員の活動	3
5 普及指導計画の策定	4
6 普及指導活動の評価	4
7 試験研究との連携強化	4
8 民間企業等との連携強化	4
第5 普及指導員の配置に関する事項	4
第6 普及指導員の資質向上に関する事項	4
第7 かながわ農業アカデミーにおける研修教育の充実強化	4
1 研修教育の内容の充実強化等	5
2 就農支援の取組みの推進等	5
3 学生以外の就農希望者に対する研修の補完	5
4 先進的な農業者等による外部評価の実施	5
第8 その他協同農業普及事業に関する事項	5

第1 基本的考え方

本県農業は、県民に新鮮で安全・安心な食料等を供給するとともに、防災や良好な景観の形成、情操のかん養など多面的機能を提供しているが、担い手不足や高齢化による経営体の減少が続いており、このままでは県民の身近で営まれる都市農業のメリットを生かした地産地消が立ち行かなくなる可能性がある。

そこで県では、「神奈川県都市農業推進条例」（平成18年4月施行）に基づく指針として、平成29年3月に「かながわ農業活性化指針」を改定し、基本目標「農業の活性化による地産地消の推進－医食農同源による県民の健康増進－」を達成するため、県民ニーズに応じた農畜産物の生産と利用の促進、安定的な農業生産と次世代への継承及び環境と共存する農業の3つを施策の方向として、地産地消を力強く推進している。また、令和元年7月には、県の重点政策を横断的にまとめた「かながわグランドデザイン第3期実施計画」を策定し、持続可能な農業の促進などSDGsの達成にも資する取組みとして、プロジェクト8「農林水産～農林水産業の活性化による地産地消の推進～」を位置づけ、持続可能な経営基盤の確立と農林水産物のブランド力の強化による利用拡大に取り組んでいる。

しかしながら、令和元年9月の台風第15号及び10月の台風第19号は、県内に記録的な暴風や大雨等をもたらし、各地域で農地や農業用施設に甚大な被害をもたらすとともに、令和2年1月から始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、農業経営にも少なからず影響を及ぼし、未だに収束の兆しは見えない状況となっている。

今後、農業の生産基盤をさらに強化し、2050年脱炭素社会の実現を目指した地球温暖化対策やウィズコロナ時代にも的確に対応していくためには、直接農業者に接して支援を行う普及指導員が、技術を核として、農業者と地域の関係者等との結び付きの構築等を通じ、担い手の育成・確保、農業者の所得の向上及び地域農業の生産・流通面等における革新を総合的に支援する役割を果たすことが重要である。また、新たな担い手を確保するため、農業者研修教育施設であるかながわ農業アカデミーが、就農の促進に資する研修教育の提供等の役割を果たすことや、協同農業普及事業として、国とも十分に連携・情報共有を図りながら、それぞれの役割を果たしていくことが重要である。

このため、国が令和2年8月に策定・公表した「協同農業普及事業の運営に関する指針」（以下「運営指針」という。）との整合を図りつつ、農業改良助長法第7条第8項の規定に基づき、平成23年3月に策定（平成28年3月改定）した「神奈川県協同農業普及事業の実施に関する方針」を改定し、本県農業の特性を踏まえた協同農業普及事業を推進する。

第2 普及指導員の職務

普及指導員は、直接農業者に接して新技術の普及等を行うとともに、市町村、農業協同組合などの関係機関や先進的な農業者等と連携して地域農業の課題解決を図

るため、次に掲げる職務を行うものとする。

1 農業者に対する普及指導活動

直接農業者に接して、技術指導を軸とした農業経営体の育成・支援及び地域農業を振興するための普及指導活動を実施する。

2 調査研究

農業技術センターや畜産技術センターの試験研究部門（以下「試験研究部門」という。）等と連携し、試験研究で得られた成果を活用するなど、地域の課題解決及び自らの資質向上を図るための調査研究を実施する。

第3 普及指導活動の課題

本県の普及指導活動は、国の運営指針と整合を図りつつ、総合計画である「かながわグランドデザイン」、農業分野の個別計画・指針である「かながわ農業活性化指針」に位置づけられた取組みや施策事業を踏まえて、次に掲げる活動を展開する。

1 担い手の育成・確保に関する支援

担い手の育成・確保を図るため、関係機関と連携し、幅広い世代の新規就農、次世代の担い手へ農地等の生産基盤の円滑な継承、企業等の農業参入を推進する。また、農業経営の改善や新規就農者など雇用の受け皿となる農業経営体を育成するため、農業経営の発展段階に応じた技術や経営改善を支援する。

(1) 農業経営の発展に向けた支援

新たに農業経営を開始した農業後継者や企業等を含めた新規参入者の定着、中小・家族経営体や雇用の受け皿となる農業経営体を目指す農業者等の経営発展を支援する。

(2) 女性の力を活かした経営発展に向けた支援

女性の力を農業に活かせるよう、就農と経営参画を支援する。

2 県民ニーズに応じた安全・安心な農畜産物の生産・販売の取組みに対する支援

農業生産工程管理（GAP）や危害分析・重要管理点（HACCP）、畜産の農場HACCPなど生産工程管理の導入や高度化を支援する。また、農畜産物の高付加価値化等に向けたブランド化や6次産業化のほか、ブランド産地を維持するための取組みを支援する。

3 スマート農業の取組みに対する支援

農業の生産性や収益性の向上に向けて、ロボット、AI、ICT等の先端技術を活用したスマート農業の取組みの加速化を支援する。また、ドローン等を使った農作業代行など次世代型農業支援サービスの活用に向けて、有効性の検証を支

援する。

4 気候変動への対応等環境対策や自然災害等への取組みに対する支援

気候変動に対する緩和策・適応策、生物多様性の保全等のための有機農業等の環境保全型農業や畜産環境対策の取組みを支援する。また、自然災害に備えた生産施設の強靱化や、新型コロナウイルス等感染症のまん延防止対策、業務継続のための取組みを支援する。

5 地域農業の振興を図るための取組みに対する支援

市町村や農業協同組合等が実施する地域農業の振興を図るための取組み(人・農地プランの実質化・見直し、農地中間管理事業の推進、地域特産物づくり、鳥獣被害対策、農福連携等)に対して支援する。

第4 普及指導活動の方法に関する事項

普及指導活動を効果的かつ効率的に実施するため、普及指導活動の方法に関し、次の事項に留意する。

1 農業者及び地域農業の振興に対する支援の充実・強化

担い手の育成支援や農畜産物の安定供給、技術革新の推進、さらには、地域農業の振興に向けて多様な関係者をコーディネートする取組みを一層強化する。また、普及指導活動の強化に向けては、ICT機器の導入・活用や先進的な農業者等とのパートナーシップを構築する。

2 普及課題の重点化

第3の普及指導活動の課題を踏まえ、緊急度、重要度、波及効果の高い課題及び担い手の育成・確保に関する支援に重点化し、普及指導活動を実施する。

3 新技術・情報の普及

生産現場における多様な課題や高度な要請に対応するため、試験研究部門等で開発された新技術の普及を図る。また、ICT等を活用し、効率的な情報収集と提供、データの共有化等を推進する。

4 活動体制

(1) 普及体制

かながわ農業アカデミーと緊密に連携するとともに、普及指導部門と試験研究部門が一体化した組織の強みを活かしながら、効果的かつ効率的な普及指導を実施する。

(2) 普及指導員の活動

普及指導計画に基づいて普及指導活動を実施する。

5 普及指導計画の策定

地域農業の現状や課題等を踏まえ、今後概ね5年間で取り組むべき普及指導課題を設定し、普及指導計画を策定する。また、普及指導課題のうち重点的に取り組むものについては、目的や成果目標、成果目標を達成するための指導事項や評価項目等を記載した重点課題普及指導計画を策定する。

6 普及指導活動の評価

効果的かつ効率的な普及指導活動を実施するため、普及指導計画の内部評価を実施する。また、農業団体、先進的な農業者、学識経験者等の外部有識者から意見を聴取する外部評価についても実施し、その結果を普及指導活動に反映する。

7 試験研究との連携強化

試験研究部門において、解決を図ることが必要な課題を提起するとともに、試験研究の計画段階から参画し、生産現場の状況を伝え、より実用性の高い技術が開発されるように努める。

また、調査研究等については、試験研究部門等と密接に連携しながら実施する。

8 民間企業等との連携強化

税務や会計経理、労務管理、ICTなど民間企業等の知見を積極的に活用するとともに、民間企業等との連携と役割分担が適切に図れるよう、情報交換の促進に努める。

また、農業団体が実施する施策事業と調整し、適切な役割分担と一層の連携強化を図る。

第5 普及指導員の配置に関する事項

普及指導員については、地域農業の情勢や農業振興施策、普及指導活動の継続性等を十分考慮するとともに、専門性や普及経験年数等を加味して適正に配置する。

また、各専門分野の課題やスマート農業など高度かつ専門的な個別相談への総合調整等を担う普及指導員等を農業革新支援専門員とする。

第6 普及指導員の資質向上に関する事項

地域農業の情勢の変化、技術革新、農業者ニーズの多様化・高度化に対応するために必要な資質向上が図られるように研修の充実強化に努める。

第7 かながわ農業アカデミーにおける研修教育の充実強化

かながわ農業アカデミーは、県内の就農希望者に対する中核的な研修教育機関と

して、農業技術センターや関係機関と連携を図り、実践的な研修教育を行う。

1 研修教育の内容の充実強化等

先進的な農業者の授業、先進農家等派遣研修、GAPの実践授業、民間企業や試験研究部門等の先端技術を活用したスマート農業に関する授業及び研修等、実践力が高まる研修教育手法を取り入れるとともに、そのための施設・設備等の整備を進める。また、大型特殊免許を始め就農後に必要となる資格取得の機会を提供する。

加えて、財務・会計の専門家等の外部講師の活用を進め、農業経営、労務管理等、経営主や法人で経営の中核を担う農業者になるために必要な資質に関する教育を強化する。

2 就農支援の取組みの推進等

卒業後に就農する学生や就農支援ワンストップサービスで支援した新規就農者を増加させるために、関係機関との連携を一層密にし、新規参入支援の取組みを強化する。また、農業法人等に関する就農情報の収集・提供、学生や研修生と農業法人等とのマッチングを行う。

学生や研修生に対して、研修教育期間の早期から定期的な就農相談、就農事例研究等を通じて就農への意識づけを行う。

3 学生以外就農希望者に対する研修の補完

先進的な農業者や農業法人等で研修を受けている者に対し、必要に応じて補完的な研修の機会を提供する。

4 先進的な農業者等による外部評価の実施

研修教育の内容等の改善を進めるため、内容や成果等について、先進的な農業者、卒業者、関係機関の外部有識者から意見を聴取する外部評価を実施し、その結果を教育計画等に反映する。

第8 その他協同農業普及事業に関する事項

地域の実情を的確に反映した普及指導活動を効果的かつ効率的に実施するため、地域県政総合センター、市町村、農業協同組合、生産者代表などの関係機関との連携を図るとともに、各種行政施策の活用と協力、国立研究開発法人や大学等との連携にも努める。

普及指導事業の運営にあたっては、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に資するよう配慮する。